

資金繰り

資金繰りのための融資を受けたい

国税・地方税の納付猶予を受けたい

売上が半減した

融資

セーフティネット保証

【4号】100%保証 (前年比20%減)  
【5号】80%保証 (前年比5%減)

玖珠町役場 企画商工観光課 商工労政・企業誘致班 0973-72-1151

融資

無利子・無担保融資 (公庫、県、町、民間等)

コロナの影響により前年比等で3%~20%売上が減少

日本政策金融公庫 (別府支店)、玖珠町役場、玖珠町商工会、民間金融機関などお近くの窓口まで

猶予

納税猶予の特例制度

R2年2月以降の期間に20%減収でR2.2.1~R3.1.31納期限のほぼすべての税目 ※無担保・延滞税無しで1年間猶予

日田税務署 0973-23-2136  
日田県税事務所 0973-22-4175

給付

持続化給付金

R2年1~12月期の単月売上が50%以上減で前年度売上-(前年同月比▲50%売上高×12カ月)を現金給付 (上限:中小200万円、個人事業100万円)

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570  
受付時間:8時30分~19時00分

休業補償

従業員に休業してもらおう

子供がいる従業員のため

子供がいるフリーランスのため

助成

雇用調整助成金 (コロナ特例)

休業等助成 1人1日8,330円上限  
※助成率は、企業規模・雇用状況で変動

助成

小学校休業等対応助成金 (労働者雇用向け)

小学校等休校で労働者が有給取得の場合 上限8,330円を上限に、賃金相当額を助成

助成

小学校休業等対応助成金 (フリーランス向け)

小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成

学校等休業助成金・支援金等コールセンター 0120-60-3999 (毎日)

生活支援

収入が減少し生活に困っている

給付

特別定額給付金

国民1人あたり10万円を給付。オンライン申請または郵送による口座振込

【総務省コールセンター】  
○連絡先 03-5638-5855  
○応対時間 9:00~18:30 (土、日、祝日を除く)